

学校感染症罹患による出席停止について

出席停止の対応をとるには、医療機関を受診し、学校感染症※と診断されたことが条件となります。

- 医療機関を受診する。医師の指示に従い、十分療養し、医師の指導に応じて再受診等する。
⇒ 再受診の必要が無いとされた場合、欠席が必要な期間を医師に確認しておく。
- 診療報酬明細書、検査結果や処方内容が分かるものなど、医療機関からの書類を保管しておく。
- 裏面の出席停止届に保護者等の方が記入する。下の欄に医療機関からの書類を貼りつける。
- この用紙を登校再開時に担任に提出する。

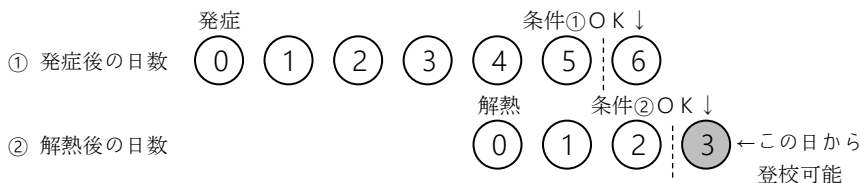
この四角に「受診したこと、学校感染症と診断されたことが分かる書類」を貼り付ける

※ 診療報酬明細書、検査結果、処方薬の内容が分かるものなどを指します。

※ 下の表が隠れても構いません。

※ 書類が大きい場合、クリップ・ステープラー等でとめて提出しても構いません。

【参考】条件が2つ指定されている場合... 例：インフルエンザ



※ **【参考】主な学校感染症**

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症 ※ 本感染症については、出停期間の短縮は原則行わないこととなっています	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快※した後1日を経過するまで ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。出停解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎 など	病状により医師より伝染のおそれがないと認められるまで
その他（感染拡大の防止のために必要と認められれば出席停止の対象となる疾患） → 必ずしも出席停止措置となるものではありません。必ず学校へご相談ください。 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑(りんご病)、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 等	

保護者等記入

担任 → 教務部提出

定時制課程

令和 年 月 日

都立一橋高等学校学校長殿

出席停止届

下記期間、出席停止扱いとしていただくようお願いします。

年 組 番 氏名

保護者等氏名

① 期 間

年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

② 理 由

裏面に「医療機関を受診したこと
の証明となるもの」を忘れず
に添付してください

③ 出席停止扱いになる科目名と日付

科目名						
日付						
教科担当						

科目名						
日付						
教科担当						

科目名					担任	教務部
日付						
教科担当						

※ 出席停止扱いとなる最終日から **7日以内** に担任に本用紙と登校許可証を提出すること。